

# 令和3年度第7回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和3年10月21日

召集場所 津野町役場 西庁1階 ホール

開 会 令和3年10月28日 午後4時30分

## 出席委員

1番：松岡 保宏、2番：石川 幸久、3番：大地 勝義、4番：宇都宮 京子、  
5番：田部 節男、6番：川村 実男、会長：戸田 和宏  
(推進委員)

川渕 慶博、川西 利文、明神 長生、長山 計一、山崎 哲人、明神 正

## 欠席委員

(推進委員)

大崎 登

## その他の出席者

事務局長：戸田 喜博、職員：池 大輔、石田 純也

## 議事日程

別紙のとおり

令和3年度第7回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和3年10月28日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	非農地証明願の審議について	
6	議案第4号	強化促進法の規定による申し出について	
7	その他	○農地の嵩上げに係る事前協議書について	

開会 : 午後4時26分 開議

議長 : 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員6名でございます。大崎委員は所用のため、欠席しておりますので、ご報告いたします。

これより、令和3年度第7回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

4番 <sup>うつのみや きょうこ</sup>宇都宮 京子 委員 5番 <sup>たべ せつお</sup>田部 節男 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。  
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について説明いたします。  
(番号1朗読)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は、川村委員と山崎委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 : 4ページを見ていただいて、真ん中の上のほうに●● ●●さんの宅地、家があるんですけど、その北側に●●さんの家があります。●●さんは施設に入っていて、息子さんも高知の方に家を建てて戻りたくないとのことで、家と土地を全部処分したいということで、道の前の農地についてハウスを建てていますし、今も作っているということで、●●さんが購入して作るという話になっているようです。問題ないと思います。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の  
挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議につい  
て、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について説明いた  
します。  
(番号1朗読)

番号1は、令和3年5月17日に農業振興地域から除外されての申請です。  
番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件に  
も該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は、私と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並び  
に補足説明を明神委員お願いします。

明神委員 : 24日の午前中に現地調査に行ってきました。場所は9ページを見ていただ  
きたいですけど、西庁から東へ2キロほど行きまして、町道を入れて400  
メートル位の右側、川向であります。14ページの写真を見ていただきたい  
と思います。セメントを張っておりまして、形を正方形のように見えますけ  
ど実際には11ページを見ていただきたいんですけど、土地利用計画図、この  
形が写真に写っております。この隣が自分の家でありまして、セメントも打  
っているものですから、お詫び状と100メートル以内の3軒の家の許可を  
もらって役場に提出しているとのこと。問題ないと思いますので、どう  
かご審議のほどお願いします。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし。

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の  
挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 議案第3号 非農地証明願の審議について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第3号 非農地証明願は2件です。  
(番号1～2朗読)

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 : 場所は●●です。●●トンネルの手前を右に旧道に100メートル位入った所で、20ページに写真があります。20年、家として綺麗にされ、庭も使われているので、問題ないと思うのですがよろしくお願いします。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

明神委員 : 質問がありますけど、転用として4条申請をしないといけないですよ。申請せずに家を建てて、それから後になって非農地証明で簡単にいくものです。

事務局 : 国道の立ち退きで、自分の土地に家を建てるとした時に、知らないまま建てたのではないかと思われま。

明神委員 : 家を建てるときに大きなお金がいきますよね。銀行とかでお金を借りるなら色々あって、簡単にはいかないと思いますが、自己資金で建てたらわからんですよね。わからんまま行って、非農地証明で…

大地委員 : 知らずにやったということはあっても、農業委員がすべてを見て指摘をする時間もないし、建てたものを壊せとも言えんし、本来の姿ではないと思うのだけれど、知らずに建てたものは今まで自分が農業委員会に入ってから、家であろうと車庫であろうと道であろうと実際いっぱいある。臨機応変にということになるろうか。

明神委員 : 建物を建てるときに許可を取らんと建てれんがやない。

大地委員 : 個人でやる場合にはいけるがよ。お金を借りたりすると、大丈夫かよとなるがやけど、そうでない場合は、そのまま建てるわね。

議長 : よろしいでしょうか。それでは番号2の方につります。番号2は、松岡委員と川淵委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

す。

松岡委員 : 県道から下、現在は人が歩ける道がある程度で耕作はしにくいであろうと思います。農用地区域外でもあるし非農地の申請は自分としては問題ないと思っております。

議長 : 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 議案第4号 強化促進法の規定による申し出について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第4号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。  
(番号1～3朗読)

番号1、2は再設定、番号3は新規設定であります。  
農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第4号 番号1は、私と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を明神委員お願いします。

明神委員 : 24日の午前中現地調査に行きまして、場所は31ページを見ていただきたいと思います。●●●地区で、●●という会社の川向かいの土地であります。33ページを見ていただきたいと思います。写真のように水稻を作付けしておりまして、稲刈りをした後であります。借りて7年目ということです。28、29ページを見ていただきたいと思います。●●●さんは水稻栽培を約30,000㎡しておりまして、大変頑張り屋さんで、稲刈りの請負などを行っており、地域にとって貴重な方だと思います。問題はないと思いますのでどうかご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 番号2は、石川委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石川委員 : 日曜日に現地確認に行っまいりました。40ページの写真を、このビニールハウスでシシトウの栽培を行っている、そして兩名に話を聞くことができまして、兩名とも問題無しということですので、よろしくお願いします。

議長 : 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 番号3は、私と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を申し上げます。

戸田委員 : ●● ●●さんは●●●出身なんですが、高知の方へ養子で出てまして、昨年家族5人で帰ってきています。●●●の方でお父さんお母さんと7人で生活しています。仕事も色々考えていたようですが、農業をやりたいということで、色々何を作るか考えていたそうですが、●●の●がみょうがをやっておりまして、近くですのでやりたいということで、やるつもりでハウスを探していたら、たまたま、現地は●●●●、●●の所からまだ●●●●よりで、●なんです、地図は45ページを見てもらったら、●●●●の橋を渡って、山へ突き当たるまで登っていくと、峠の所にハウスがあります。ここは●●さんが辞めて3年くらいたっていると思うんですが、そこを借りるということで、とりあえず5年間借りて、今、設備投資を3年間休んでますので、結構いったとのことで、新規で自分で建てるとなれば、自分の田んぼでやりたいということですが、資金が足りないようであれば、また5年借りたいということでした。ハウスの中も綺麗でしたので、借りてやるには一番いいんじゃないかと。●●さんと奥さんとお母さんと3人で大体やるとのことでした。

議長 : 番号3について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : 議案第4号 番号1については、宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、採決を行います。それでは、宇都宮委員は退席をお願いします。

(宇都宮委員退席 午後4時52分)

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

宇都宮委員を呼んでください。

(宇都宮委員着席 午後4時53分)

宇都宮委員に告知します。議案第4号 番号1は可決されました。

残りの番号2、3について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 その他の件について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 農地の嵩上げに係る事前協議書の提出が1件あっております。  
48ページをご覧ください。(農地の嵩上げに係る事前協議書により報告)  
ご審議をよろしくをお願いします。

議長 : 地区担当は川村委員と山崎委員になります。ご意見をお願いいたします。

川村委員 : 家の前の田んぼで、写真を見ていただいたらわかると思いますけど草が生えている部分を上げるということで、これから歳がいったら草を刈るのも大変やということで今のうちに石もあるし、自分で石積みできるようなので、やって、もうちょっと田んぼの面積も増やして米を作ることなので、問題無いと思います。

議長 : 農地の嵩上げに係る事前協議書について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : それでは、農地の嵩上げに係る事前協議書については、承認することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認されました。

議長 : そのほかにありませんか。



事務局 : 11月18日に高岡郡協議会が開催されます。会長と事務局長が出席予定ですが、提出したい議題はありませんか。議題があれば、来週月曜日午前中までに連絡ください。よろしくをお願いします。

議長 : そのほかにありますか。

事務局 : 今回ありましたように、役場の都合等で会場が変更になった場合の連絡方法についてです。LINEのアプリを使ってグループを作ってはとのご意見をいただきました。皆様のご意見を聞かせていただきたいです。そのうえでどういった対応をできるか町と協議のうえ、事務局で検討します。

議長 : そのほかにありますか。

特になければ11月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 : 11月29日(月)に本庁の予定で行います。

議長 : ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。  
これにて、令和3年度第7回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時6分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためここに署名する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番